

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		終身建物賃貸借事業に基づく認可事業者による解約の申入れの承認
根拠条例・規則等名		高齢者の居住の安定確保に関する法律
条 項		第 5 8 条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048－829－1520）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>審査基準は、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 5 8 条の定めによる。 ・法第 6 0 条の定めによる。 ・さいたま市終身賃貸事業認可等事務取扱要綱の定めによる。
	設定等年月日	平成 13 年 8 月 5 日設定 平成 31 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>3 0 日</p> <p>ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 8 月 5 日設定 平成 13 年 8 月 5 日最終改正
備 考		